

# 神奈川県医療費助成事業に係る計算事例 (一部負担金が発生する市町村に係る事例)

( 横浜市・川崎市      平成29年 4月診療分～ )

( 茅ヶ崎市              平成30年 4月診療分～ )

( 相模原市              平成30年10月診療分～ )

社会保険診療報酬支払基金神奈川支部  
神奈川県国民健康保険団体連合会

# ◎ 留意事項

(1) 「請求計算事例」につきましては、社会保険診療報酬支払基金神奈川支部及び神奈川県国民健康保険団体連合会が合同で作成しています。

被用者保険（社会保険）分、国民健康保険分に係る医療費助成事業の請求時に参考として下さい。

なお、国保分請求時には、レセプトの「保険種別1欄」は、『1 国』となります。

(2) 「請求計算事例」に関するお問合せ先は以下のとおりです。

- 社会保険診療報酬支払基金神奈川支部  
⇒審査企画部事業管理課 TEL 045 (661) 1021 (代)
- 神奈川県国民健康保険団体連合会  
⇒情報管理部システム管理課 TEL 045 (329) 3442 (直通)

# 目次

診療報酬明細書等の請求計算事例	ページ
【事例1】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来）	1
【事例2】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来） （1回500円に達しない場合）	2
【事例3】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来） （1回500円に達する日、達しない日が混在する場合）	3
【事例4】 医保と（52）小児慢性と（81）小児医療の3者併用 （家族3割負担・外来）（（52）小児慢性に患者負担あり（同点数））	4
【事例5】 医保と（52）小児慢性と（81）小児医療の3者併用 （家族3割負担・外来）（（52）小児慢性に患者負担あり（異点数））	5
【事例6（歯科）】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来）	6
【事例7（調剤）】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担）	7
【事例8（訪問）】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担）	8
【事例9】 医保と（81）小児医療と（88）小児ぜん息患者医療の3者併用（※） （家族3割負担・外来）（同点数）	9
【事例10】 医保と（81）小児医療と（88）小児ぜん息患者医療の3者併用（※） （家族3割負担・外来）（異点数）	10
【事例11】 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来） （検査のみ来院がある場合）	11
【事例12】（長） 医保と（81）小児医療の2者併用（家族3割負担・外来）	12

※ 事例9、10は川崎市内の医療機関が対象です。

※【事例11】以降は、29年2月以降の追加事例となります。

【事例 1】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来)

診療報酬明細書		平成30年10月分		県番 14	医コ	999.999.9	1医科	1社	2 2 併	6 家外
—		—					〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	81	14	負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇	〇				
公費②				公受②						

  

氏名		特記事項	
職務上の事由		保険医療機関の所在地及び名称	
傷病名	(1) (2)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日
		診療実日数	保 1 日 ① 1 日 ② 日

**負担ありは横浜市(450、460番台)  
川崎市(550.0)  
茅ヶ崎市(908.0)  
相模原市(910.6)です。**

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	通院 1回につき500円が、患者負担となります。
	公①	1,000		500	
	公②				※高額 円 ※公点 ※公点

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(81) 小児医療

$$2,500円 = 10,000(総医療費) \times 0.3 - 500(81患者負担)$$

患者

500円

【事例 2】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来) (1回500円に達しない場合)

診療報酬明細書 平成30年10月分 県番 14 医コ 999.999.9

1 医科	1 社	2 2 併	6 家外
保険	〇〇	〇〇	〇〇〇
記号・番号			

公費①	81	14	負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇	〇
公費②				公受②		

氏名: \_\_\_\_\_ 特記事項: \_\_\_\_\_

職務上の事由: \_\_\_\_\_

傷病名: (1) \_\_\_\_\_ (2) \_\_\_\_\_

診療開始日: (1) 年 月 日 (2) 年 月 日

診療実日数: 保 1 日  
① 1 日  
② \_\_\_\_\_ 日

負担ありは横浜市(450、460番台)  
川崎市(550.0)  
茅ヶ崎市(908.0)  
相模原市(910.6)です。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	「通院 1回につき500円」ですが点数の3割相当額が500円未満のため372円が患者負担となります。
	公①	124		372	
	公②				

※負担金額については1円単位の記載となります。

**【療養の給付の請求(負担)金額】**  
 ○療養の給付

医療保険  
 868円 = 1,240(総医療費) × 0.7

(81) 小児医療  
 0円 = 1,240(総医療費) × 0.3 - 372(81患者負担)

患者  
 372円

【事例 3】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来) (1回500円に達する日、達しない日が混在する場合)

診療報酬明細書	平成30年10月分	県番 14	医コ	999.999.9	1 医科	1 社	2 2 併	6 家外
—		—		保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	81 14	負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇	〇			
公費②			公受②					
				記号・番号				

氏名		特記事項	
職務上の事由			
傷病名	(1) (2)		

**1日目 再診(72点)  
処方せん料(68点)のみ  
合計 140点**

**2日目 合計 1,000点**

**2日間の合計 1,140点の場合**

保険医療機関の所在地及び名称

**負担ありは横浜市(450、460番台)  
川崎市(550.0)  
茅ヶ崎市(908.0)  
相模原市(910.6)です。**

診療開始日	(1) 年 月 日		診療実日数	保	2	日
	(2) 年 月 日		①		2	日
			②			日

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円
	公①	1,140		920
	公②			

**「通院 1回につき500円」ですが1日目は点数の3割相当額の420円、2日目は500円、合計920円が患者負担となります。**

**1日目  
140点 「1,400×0.3=420円」**

**2日目  
1,000点 「10,000×0.3=3,000円→500円」**

**合計  
420+500=920円**

**【療養の給付の請求(負担)金額】**

○療養の給付

**医療保険**  
7,980円 = 11,400(総医療費)×0.7

**(81)小児医療**  
2,500円 = 11,400(総医療費)×0.3-920(81患者負担)

**患者**  
920円 = 420+500

【事例 4】

医保と(52)小児慢性と(81)小児医療の3者併用(家族3割負担・外来) (同点数)

※(52)小児慢性の限度額が5,000の場合

診療報酬明細書 平成30年10月分 県番 14 医コ 999.999.9

1 医科	1 社	3 3 併	6 家外
保険	〇〇	〇〇	〇〇〇
記号・番号			

—		—	
公費①	52 〇〇 〇〇〇 〇	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇
公費②	81 14 負担あり	公受②	〇〇〇〇〇〇 〇

氏名		特記事項	28区ウ	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由				
傷病名	(1) (2)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日	診療実日数
				保 1 日 ① 1 日 ② 1 日

負担ありは横浜市(450、460番台)  
川崎市(550.0)  
茅ヶ崎市(908.0)  
相模原市(910.6)です。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;">                     通院 1回で小児慢性の負担金が5,000円のため、500円が患者負担となります。                 </div>
	公①	4,500		5,000	
	公②	4,500		500	

※実日数2日以上の場合

- 1日目で小児慢性の負担金額 5,000円に達した場合は 500円
  - 2日目で小児慢性の負担金額 5,000円に達した場合は 1,000円
  - 3日目で小児慢性の負担金額 5,000円に達した場合は 1,500円
- …となります。

(※小児慢性の負担金額が500円に達する場合は500円、達しない場合はその金額となります。)

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$31,500円 = 45,000(総医療費) \times 0.7$$

(52)小児慢性

$$8,500円 = 45,000(公①52) \times 0.3 - 5,000(52患者負担)$$

(81)小児医療

$$4,500円 = 5,000(52患者負担) - 500(81患者負担)$$

患者

500円

【事例 5】

医保と(52)小児慢性と(81)小児医療の3者併用(家族3割負担・外来) (異点数)

※(52)小児慢性の限度額が5,000の場合

診療報酬明細書 平成30年10月分 県番 14 医コ 999.999.9

1 医科	1 社	3 3 併	6 家外
------	-----	-------	------

—		—	
公費①	52 〇〇 〇〇〇 〇	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇
公費②	81 14 負担あり	公受②	〇〇〇〇〇〇 〇

保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
記号・番号				

氏名		特記事項	保険医療機関の所在地及び
		28区ウ	

負担ありは横浜市(450、460番台)  
川崎市(550.0)  
茅ヶ崎市(908.0)  
相模原市(910.6)です。

傷病名	1日目 医保と小児慢性と小児医療の診療 2,500点 → 500円
	2日目 医保と小児医療のみの診療 2,000点 → 500円

月 日		診療実日数	保	2 日
月 日			①	1 日
			②	2 日

2日間の合計  
4,500点で一部負担金が1,000円の場合

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	※高額 円 ※公点 ※公点
	公①	4,500		5,000	
	公②	2,500		1,000	

通院 2回分の1,000円が患者負担となります。

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$31,500円 = 45,000(総医療費) \times 0.7$$

(52)小児慢性

$$2,500円 = 25,000(公①52) \times 0.3 - 5,000(52患者負担)$$

(81)小児医療

$$10,000円 = (45,000(総医療費) - 25,000(公①52)) \times 0.3 + 5,000(52患者負担) - 1,000(81患者負担)$$

患者

$$1,000円 = 500 \times 2回分$$



【事例6（歯科）】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来)

診療報酬明細書

(歯科)

平成30年10月分

都道府県番号 14 医療機関コード 999.999.9

3 歯科	①社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単独 ② 2 併 3 3 併	2 本外 4 六外 ⑥ 家外	8 高外一 0 高外7
---------	--------------	--------------	------------------------	----------------------	----------------

公費負担者番号	81	14	負担あり	公費負担医療の受給者番号	〇〇〇	〇〇〇	〇
---------	----	----	------	--------------	-----	-----	---

保険者番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	給付割合	10	9	8
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号											

氏名	特記事項			届出
				補管・歯援診・外来環 GTR・医管・在歯管 う蝕無痛・特連・手術歯根 歯技工・明細・特イ術
職務上の事由				
1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害				

負担ありは横浜市(450、460番台)  
川崎市(550.0)  
茅ヶ崎市(908.0)  
相模原市(910.6)です。

傷病名部位	診療開始日	年 月 日		
	診療実日数	1日 (1日)		
	転帰	治ゆ	死亡	中止

摘要	公費分点	請求決定	1,000 点	合計	1,000 点
	患者負担額(公費)	※	500 円		
	高額療養費	※	円	一部負担金額	減額 割(円) 免除・支払猶予

通院 1回につき500円が、患者負担となります。

**【療養の給付の請求(負担)金額】**  
**○療養の給付**  
**医療保険**  
 7,000円 = 10,000(総医療費) × 0.7  
**(81)小児医療**  
 2,500円 = 10,000(総医療費) × 0.3-500(81患者負担)  
**患者**  
 500円

【事例7（調剤）】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担)

調剤報酬明細書 平成30年10月分 県番：14 薬コ：999.999.9

				4調剤	1社	22併	6家外
—				—			
公費①	81	14	負担あり	公受①	○○○○○○	○	
公費②							
氏名				特記事項	保険薬局の所在地及び名称 <b>負担ありは横浜市(450、460番台) 川崎市(550.0) 茅ヶ崎市(908.0) 相模原市(910.6)です。</b>		
職務上の事由							
医療機関	○○市○○区○○1丁目 ○○○○医院 県番 14 点数表 1 医コ ○○○○○○			保険医氏名	1 ○○○○ 6 2 7 3 8 4 9 5 10	受付回数	保 1 回 ① 1 回 ② 回

摘要							※高額療養費	円
							※公費負担金額①	点
							※公費負担金額②	点
保険	請求点	※決定点	一部負担金	円	基本料	点	時間外	点
	1,000							
①	1,000							
②								

調剤については負担金徴収対象外のため発生しません。

**【療養の給付の請求(負担)金額】**  
 ○療養の給付

**医療保険**  
 7,000円 = 10,000(総医療費) × 0.7

**(81)小児医療**  
 3,000円 = 10,000(総医療費) × 0.3

**患者**  
 0円

【事例8（訪問）】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担)

訪問看護療養費明細書	平成30年10月分	14	999.999.9	6 訪問	①社・国 2公費	3後 4退職	② 3	単 2 3併	2 4 6本 4家	8 0人 高 高	10 9 8 7 ( )
—	—	—	—	保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇	給付	10 9 8 7 ( )	
公費①	81 14 負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇 〇	記号・番号							
公費②		公受②									
氏名	特記事項		訪問看護ステーションの住所及び名称								
訪問した住所			負担ありは横浜市(450、460番台) 川崎市(550.0) 茅ヶ崎市(908.0) 相模原市(910.6)です。								
職務上の事由											
心身の状態			訪問開始年月日			訪問終了年月日時刻			訪問終了の状況		
			実日数	保	3日	①	3日	②	日		
合計	保険	請求円	50,000	※決定円	円	負担金額円	円	※高額療養費			
	①	円	50,000	円	円	円	1,500	※公費負担金円	備考		
	②	円	円	円	円	円	円	円	1回につき500円で3回の訪問があるため、1,500円が患者負担となります。		

**【療養の給付の請求(負担)金額】**  
**○療養の給付**

**医療保険**  
 $35,000円 = 50,000(総医療費) \times 0.7$

**(81)小児医療**  
 $13,500円 = 50,000(総医療費) \times 0.3 - 1,500(81患者負担)$

**患者**  
 $1,500円 = 500 \times 3回分$

【事例 9】

医保と川崎市(81)小児医療と川崎市(88)小児ぜん息患者医療の3者併用(家族3割負担・外来) (同点数)

診療報酬明細書 平成30年10月分 県番 14 医コ 999.999.9

1 医科	1 社	<del>3 3 併</del>	6 家外
保険	〇〇	〇〇	〇〇〇
記号・番号			

「2 2併」で請求してください。

公費①	<del>81 14 550 0</del>	公受①	〇〇〇〇〇〇
公費②	88 14 500 8	公受②	〇〇〇〇〇〇

氏名

職務上の事由

傷病名 (1) (2)

診療実日数

保	1	日
①	<del>1</del>	日
②	1	日

川崎市(81.14.550.0)は負担金が発生する公費負担番号です。総点数と(88)小児ぜん息の請求点数が同点数の場合は、医保と(88)小児ぜん息の2者で請求してください。

(81)小児医療への請求がないためレセプトの記載は不要です。(88)小児ぜん息を公費①に記載してください。

医保と(88)小児ぜん息が同点数の場合は負担金徴収のない(88)小児ぜん息が優先となります。

療養の給付	保険	請求点	※決			
		1,000				
	公①	<del>1,000</del>		<del>500</del>		
	公②	1,000			※高額 円	※公点 ※公点

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(88)小児ぜん息患者医療

$$3,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.3$$

患者

0円

【事例 10】

医保と川崎市(81)小児医療と川崎市(88)小児ぜん息患者医療の3者併用(家族3割負担・外来) (異点数)

診療報酬明細書		平成30年10月分		県番 14	医コ	999.999.9	1医科	1社	33併	6家外	
—		—					保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	81	14	550	0	公受①	〇〇〇〇〇〇	〇				
公費②	88	14	500	8	公受②	〇〇〇〇〇〇	〇				

  

氏名		特記事項	
職務上の事由			
傷病名	(1) (2)	診療開始日	(1) 年 月 日 (2) 年 月 日
		診療実日数	保 1 日 ① 1 日 ② 1 日

川崎市(81.14550.0)は負担金が発生する公費負担番号です。  
(88)小児ぜん息以外の請求がある場合は、  
医保と(81)小児医療と(88)小児ぜん息の  
3者で請求してください。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	通院 1回につき500円が、 患者負担となります。
	公①	1,000		500	
	公②	600			※高額 円 ※公点 ※公点

**(88)小児ぜん息は(81)小児医療の負担金を助成しません。  
患者負担額となります。**

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$7,000円 = 10,000(総医療費) \times 0.7$$

(81)小児医療

$$1,300円 = 6,000(公①81) \times 0.3 - 500(81患者負担)$$

(88)小児ぜん息患者医療

$$1,200円 = 4,000(公②88) \times 0.3$$

患者

500円

【事例 11】

医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来) (検査のみ来院がある場合)

診療報酬明細書	平成30年10月分	県番 14	医コ	999.999.9	1 医科	1 社	2 2 併	6 家外	
—		—		保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇	
公費①	81 14 負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇	記号・番号					
公費②		公受②							
氏名				特記事項	保険医療機関の所在地及び名称				
職務上の事由				<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>負担ありは横浜市(450、460番台) 川崎市(550.0) 茅ヶ崎市(908.0) 相模原市(910.6)です。</b> </div>					
傷病名	(1)	(2)		診療開始日	(1) 年 月 日	(2) 年 月 日	診療実日数	保	0 日
							①		0 日
							②		日

薬剤感受性検査のみの来院 あり

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>実日数0日ですが、検査のみ来院が1回あり、「通院 1回につき500円」のため1回分の500円が患者負担となります。</b> </div>
	公①	170		500	
	公②				

検査のみ来院のほかに同日再診、患者未来院請求等もそれぞれ負担金を徴収するため実日数×500円になるとは限りません。

※また、歯科レセプトでの歯冠修復物未装着の患者未来院請求についても同様の取扱いとなります。

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

$$1,190円 = 1,700(総医療費) \times 0.7$$

(81) 小児医療

$$10円 = 1,700(総医療費) \times 0.3 - 500(81患者負担)$$

患者

500円

【事例 12】

⑧ 医保と(81)小児医療の2者併用(家族3割負担・外来)

診療報酬明細書	平成30年10月分	県番 14	医コ	999.999.9	1 医科	1 社	2 2 併	6 家外	
—	—	—	—	—	保険	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇
公費①	81	14	負担あり	公受①	〇〇〇〇〇〇	〇	記号・番号		
公費②				公受②					
氏名				特記事項	02 長				
職務上の事由				保険医療機関の所在地及び名称	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">                     負担ありは横浜市(450、460番台)                      川崎市(550.0)                      茅ヶ崎市(908.0)                      相模原市(910.6)です。                 </div>				
傷病名	(1)	(2)		診療開始日	(1) 年 月 日	(2) 年 月 日	診療実日数	保	2 日
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     1日目 3,250点                      2日目 30,000点                      2日間の合計 33,250点の場合                 </div>						①	2 日	
							②		
療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円					
	公①	33,250		750					
	公②				※高額 円	※公点	※公点		

1日目は点数の3割が9,750円のため500円

2日目は点数の3割が90,000円ですが(長)の限度額が10,000円のため1日目の9,750円を引いた金額の250円  
 合計750円が患者負担となります。

1日目	2日目	合計
3,250点 「32,500×0.3=9,750→500円」	30,000点 「(10,000-9,750)→250円」	500+250=750円

【療養の給付の請求(負担)金額】

○療養の給付

医療保険

322,500円 = 332,500(総医療費)×0.7+89,750(高額療養費)

89,750円【高額療養費】 = 332,500(総医療費)×0.3-10,000((長)限度額)

(81)小児医療

9,250円 = 10,000((長)限度額)-750(81患者負担)

患者

750円